

第4回茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成27年1月28日（水）

事務局：第4回茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日事務局を務めさせていただきます、環境省廃棄物・リサイクル対策部計画官の鮎川と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、改めましてお忙しい中をこの市町村会議にご出席賜わりまして、誠にありがとうございます。

まず開会にあたりまして、当省の小里副大臣よりご挨拶を申し上げます。

小里副大臣：おはようございます。環境副大臣を務めております、小里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は皆さまそれぞれに大変ご多忙の中であったと思いますが、このように課題の前進に向けてご参集を頂きまして、まず心から感謝を申し上げます。

茨城県におかれましては橋本知事のリーダーシップの下に、関係市町村をはじめ関係者の皆さまによりまして、指定廃棄物の適切な処理、安心・安全な処理におきまして真摯なご努力を重ねていただいているところでございます。改めて敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

環境省におきましても皆さまのお考え、ご意見というものを丁寧に踏まえながら、適切な処理に向けてさらに活動を重ねてまいり所存でございます。どうか本日におきましては、皆さまから忌憚なく、積極的なご意見を賜わりますようお願いを申し上げながら、ご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局：それでは続きまして、福山大臣政務官からご挨拶をさせていただきます。

福山政務官：おはようございます。ただ今ご紹介賜わりました、環境大臣政務官を拝命しております福山守でございます。

私は地方自治、市会議員4年、そして県会議員6期22年務めて、今この役を拝命しております。指定廃棄物の課題につきましては、それぞれ各基礎自治体の皆さま方には大変ご協力を頂き、また私は長い地方政治の経験を生かした中で、この問題に尽力してまいり

たいと思っております。

茨城県におきましては、これまで3回市町村長さんの会合を開いていただき、指定廃棄物の処理方法について議論いただき、ご意見を頂いております。そして、また昨年9月においては、全ての市町村長さんの方にアンケート調査もやらせていただいております。本日はこのアンケート調査等を踏まえた中で、活発な議論をお願いできればと思っております。

円滑な議事進行をよろしく願いいたしまして、私のご挨拶に代えさせていただきます。

事務局：続きまして、茨城県橋本知事からご挨拶を頂戴できればと思います。

橋本知事：どうも、おはようございます。市町村長さん方には、原発事故あるいは大震災からの復旧復興、さらには風評被害対策の対応などに大変ご尽力を賜わっていることに、まずもってお礼申し上げたいと思います。

そしてこの会議も、今回4回目になるわけですが、前回は1年ちょっと前ということで、だいぶ間が空いてしまいましたが、その間私どもとしても、環境省の方にできるだけ早く会議を持って欲しいということをお願いしてきたところでありますけども。

昨年の9月にアンケートをやらせていただいて、その結果を踏まえて、今日は第4回目ということでございますので、皆さん方に忌憚ないご意見を伺って、できるだけ早く結論を出していければと考えているところであります。

一方で放射性物質の量も、最初、今日の資料にもありますけど、3,643トンで14市町村だったんですけど、4年後の今度の3月になりますと、10市町村で1,689トンということで半分以下になってまいります。今、早くやることが一番感じていたわけでありまして。

そういう面と、もう一つは、フレキシブルコンテナなども傷んでまいります。竜巻だっ
ていつ来るか分かんないという状況を考えるとですね、やはりできるだけ早く結論を出していくということが大変大事なんじゃないかなと思っております。

そういった意味も込めて、皆さん方にできるだけ多くの方々のご賛同できる方向付けをしていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて挨拶いたします。以上です。

事務局：ありがとうございます。

では、ここで本日ご出席の方々のご紹介ということでございますが、まず本日ご出席の市町村長の方々につきましては、代理で出ていただいている方も含めまして、本日席に配付をさせていただいています出席者名簿にそれぞれ記載させていただいておりますので、恐縮ですがそちらをご確認いただければと思います。

それから、茨城県から今ご挨拶を頂きました橋本知事、その隣には泉部長、その隣には赤林課長に本日ご出席を頂いております。

最後に当省でございますが、今ご挨拶申し上げました小里副大臣、福山政務官の他に鎌形部長、室石対策本部長でございます。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。配付した資料を、ご覧いただきたいと思っております。最初が議事次第で、その次に出席者名簿、その出席の下には配席図。資料1としまして、「アンケートの集計結果について」でございます。その資料1の次に資料2ということで、「地域振興策及び風評被害対策の概要について」という資料でございます。さらに参考資料ということで、昨年9月に実施をさせていただきました茨城県の市町村長アンケートのフォーマットでございます。こちらには同じくそのアンケートをお送りしたときに付けさせていただきました添付資料も併せて付けてございます。この中に、茨城県内の一時保管場所ごとの廃棄物保管量の変化の推計を含めて、資料として載せさせていただいております。もし不足がありましたらお申し付けいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは進めさせていただきたいと思っております。なお本日の会議、今マスコミの方々のご同席を可能ということでございます。取材は基本的に最後まで大丈夫でございますが、恐縮でございますが撮影はここまでということにさせていただきたいと思っております。その他の記者の方々、引き続きここに残ってご取材を頂ければというふうに思います。

本日の会議、12時までを一応予定しております。円滑な進行の方にご協力を頂けますようお願い申し上げます。

では、これからの進行は福山大臣政務官が務めさせていただきますので、政務官、よろしく申し上げます。

■資料1, 2について説明

福山政務官：それでは、私が会議の進行役を務めさせていただきます。本日の議題は、茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法についてです。

まず資料1を用いて、昨年9月に全市町村に対して実施いたしました、指定廃棄物の安全・安心な処理方法に関するアンケート調査の集計結果についてご説明し、続いて資料2を用いて地域振興策などに関してご説明いたします。その後に意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは部長の鎌形より、よろしくお願いいたします。

鎌形部長：環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これから説明させていただきますが、大変恐縮ですが、座ってご説明させていただきます。

ただ今、政務官から申し上げましたとおり、アンケートの集計結果について、まずご説明させていただきます。資料1をお手元に置いていただければと思います。

そもそも環境省といたしましては、茨城県を含む各県の指定廃棄物の処理促進市町村長会議を開催してございます。そこで指定廃棄物の処理方法といたしましては、各県内に遮断型の構造の処理施設を1カ所整備して集約して処分する。そういう方針でご説明をして、ご議論を頂いてきたところでございます。

ただ、この茨城県の市町村長会議におきましては、8,000ベクレル超の廃棄物の保管量が、10年たてばおおむね10分の1以下になる。こういうような状況も踏まえて、現状の保管を継続してはどうかといったご意見を頂いたところでございます。

平成25年、一昨年12月25日の第3回の会議におきましても、処理施設を1カ所整備するという案、そして、現地保管を継続して既存処分場を活用していく両案についてご議論いただきました。ただ、その場では意見の集約を見ていないというところでございます。

このため両案の論点を整理いたしまして、市町村長会議でより前向きな議論を頂くという観点から、昨年9月にアンケートを実施させていただいたというところです。そのアンケートの結果につきまして、資料1にまとめさせていただきました。

アンケートの質問項目でございますけれども、大きく三つでございます。まず当該市町村内で、8,000ベクレルを超える廃棄物の一時保管をしているかどうか。2番目が、茨

県内の指定廃棄物を安全・安心に処理する方法についての考え方。そして、その理由について。3がその他ご意見等ということで、地域振興策の必要性などについてそれぞれ自由記述方式でご意見を頂いたところでございます。

それでは1ページをおめぐりいただきまして、2ページでございますけども、全体44市町村のうち、8,000ベクレル超の廃棄物を一時保管されている所が14市町村、それから一時保管していない所が30市町村というような分布になってございます。

次に、具体的な安全・安心に処理する方法についての考え、理由についてでございますけども、まず、3ページをお開きいただきまして、この結果につきましては、一時保管をなさっている市町村と、そうでない市町村に分けて集計をしております。

まず一時保管をしている市町村の主なご意見といたしましては、Aとございますが、県内1カ所に処理施設を設置すべきというご意見のところ、6市町村というふうになってございます。それからB現地保管継続が7市町村、そして、その他が1市町村となっております。

県内に1カ所設置という、Aの案につきましてはですね、国の責任で1カ所に集約すべきということ、あるいは環境省が当初示した方針でやるべきといったご意見を頂いています。

それから現地保管継続についての主な意見でございますけども、一時保管をしている市町村と国が連携して、国の責任の下に保管管理を徹底して、8,000ベクレルを下回った時点で国の責任で処分すべきといったご意見、あるいは理想としては1カ所整備なんですけども、現実的には難しいので、現地での保管継続、既存の処分場での処理がいいのではないかと。こういったご意見がございました。

それからその他の意見としては、どの処理方針に決定しても、国が最後まで責任を持って早期に対応すべし。こういうご意見がございました。

それから、おめぐりいただきまして、まず一時保管していない市町村のお考えということでございます。4ページでございます。これにつきましては、県内に1カ所処理施設を設置すべしというご意見は6市町村ということでございます。

それから、B現地保管を継続すべしというご意見は、15市町村ということでございました。これにつきましても、国の責任で1カ所は理想だけど、なかなか難しいというご意見がございます。

それから、その他ということでは、9市町村がご意見を頂いているところです。さまざま

まなご意見がございませうけども、例えば放射性物質の取り扱い等について幅広い知見と経験を有する原子力関連事業所に分散して適正に保管管理すべきなどのご意見がございませう。それから、指定廃棄物を保管している自治体の考えを尊重すべき。こういう様なお意見もございませう。その他はちょっと省略させていただきます。

それから、次に、5 ページ目をご覧くださいませうと思ひます。これにつきましては、県内に1カ所の処理施設を設置することを支持する理由ということございませう。これは一時保管をしている市町村が上の四角、一時保管していない市町村が下の四角ということございませう。

保管している市町村が、「県内に1カ所の案」を支持する主な理由としましては、保管を継続する場合には、地元の理解を得るために国による積極的な説明が必要といったようなお意見、あるいは台風や竜巻などの自然災害による指定廃棄物の飛散が懸念されるので、より強固な保管措置が必要だ。こういった意見が出されているということございませう。

それから一時保管をしていない市町村が、「県内に1カ所に施設を設置」する案を支持する理由としては、やはり強固な施設に保管することで、自然災害時でも安全だということが考えられるというご意見が出されているところございませう。

それから保管している市町村、あるいは保管していない市町村でもですね、「現地保管を継続」する案を支持する理由が6 ページ、次ございませう。理由が掲げてございませう。いくつございませうけども、県内に処理施設を1カ所整備することが望ましいけれど、地元の同意がなかなか難しいということ、現実的に困難というご意見。あるいは茨城県で保管されている指定廃棄物は比較的量も少なく、濃度も高くないということ、近い将来指定廃棄物の放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下まで減衰していくということ、既存の管理型処分場で処分できるというご意見が寄せられているところございませう。以上が、「保管継続」に関してのご意見ということございませう。

7 ページ以下はその他のご意見、地域振興策の必要性などについてのご意見を賜りました。これにつきましても、一時保管をしている市町村の主なご意見と、そうでない市町村のご意見を分けて集計を出しているということございませう。

まず、一時保管をしている市町村の主なご意見ということございませうけども、処理費用も含めて、国の責任において処理すべし。あるいは、国による地元の説明をしっかりとすべし、保管している市町村の意見を尊重すべし、地域振興・風評被害対策の対応、ローカルルールの評価指針を作るべし、指定解除についてしっかりと考えるべしといったようなお

意見が寄せられているということでございます。これにつきましては、7ページから8ページに掲げられているところでございます。

7ページにつきましては、国の責任についてはAということでございまして、費用についてのご指摘もございます。全額国費にしろというご指摘もございます。それから、10年以上たっても8,000ベクレルを超えるものについては、別途協議が必要といったご意見もあるところでございます。

それから、地元の説明につきましては、国による積極的な説明が求められるということでございます。

次のページに参りまして、地域振興・風評被害対策につきましては、県内1カ所にする場合にはやはり地域振興策が必要であって、風評被害についても丁寧な説明をして、その収束を図っていくというようなご意見がございまして、分散して管理する場合であっても、地域振興策の対応というご意見もございました。

それからローカルルール、あるいは指定解除の手続きについての意見が、E、Fで続いております。

次に、一時保管していない市町村からの主なご意見としましては、9ページから11ページにございます。以下、同じような文面でございますが、国の責任ということに関しましては、やはり1カ所整備につきましては、処理施設が建設される予定の自治体と住民によって安全性に対する理解を得ることが重要で、そこをしっかりと説明すべしということです。また、8,000ベクレルまで減衰した後、指定解除して既存の処理施設で処分することに関して、その処分先の確保と費用含めて国が責任を持って行うべしというご意見が、主だったところでございます。

それから安全・安心につきましては、一時保管につきましてはですね。自然災害等に対する安全対策の強化の必要性についてのご意見があるというところでございます。

それから地域振興・風評被害対策につきましても、国が責任を持って風評被害対策に当たるべし。また現地保管継続の場合につきましても地域産業振興策が必要というご意見がございまして。

上記以外の意見でございますけれども、いずれにしても、早い段階で地域振興策を取りまとめるべしというご意見もございました。

それから、さらに11ページにつきましては保管していない所からのご意見ですが、保管している市町村の意見を優先するべきというご意見も頂いているところでございます。

以上が大体ざっくりとでございますけども、アンケート結果のご紹介というところでございます。

それから、資料2でございますけども、地域振興策・風評被害対策の概要についてという資料を置かせていただいております。

これまでの市町村長会議の中でも、あるいは先ほどのアンケートの中でも、こういったことを行っていくことにつきまして、風評被害が心配と、地域振興策をしっかり取るべしというご意見が寄せられているところでございます。これにつきましては私ども環境省だけではなくて、政府全体でしっかり対応していきたいという風に考えているところでございます。

今、具体的に用意しているメニューといたしましては、地域振興策につきましてですね、1カ所の処理施設に集約して整備することになった場合に、基金を都道府県または市町村に造成していただいて、地域振興のための幅広い事業を対象として取り組んでいただく。そのために、今この関係でお願いしている県は5つの県にわたっておりますけども、5県で50億円の予算を確保しているというところでございます。平成27年の予算で50億円を確保しているということございまして、話が具体化した場合にはどのような形でやっていくかにつきましては、よく地元の自治体と相談して取り組むものを今用意しているということでございます。

それから、風評被害対策については、ご説明をしっかりとした上で、風評被害が発生しないようにすることが大事で、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開などにより、未然防止に万全を尽くすことが重要でございます。その上で、さまざまな対応を取ってまいりたいと思っておりますけども、これまで具体的には、環境省のホームページなどでは指定廃棄物の保管の現状であるとか、処理施設の必要性、安全性についての説明をいたしますとか、さまざまなパンフレットを作成して配付させていただいているところでございます。これは2ページ目でございます。

それから、3ページ目でございますけど、他県の例でございますけど、具体的に詳細調査の候補地などを選定した所ではですね、新聞広報を実施して風評被害が生じないように対応を図る、あるいは4ページ目には、テレビ広告などを通じた理解を促進していくということでございます。これは他県の例として紹介させていただいているところでございます。

以上のように、私どもとしても風評被害が生じないようにしっかりとした対応が必要と

考えてございますので、このようなメニューを用意して対応していきたいということでございます。私からの説明は以上でございます。

■資料1, 2について意見交換

福山政務官：それでは意見交換に移ります。ただ今アンケート結果の説明をいたしました、皆さまからのご意見をお願いいたします。ご意見がございましたら挙手をしていただきまして、こちらからご指名をいたしますので、市町村名をお答えいただいてからご発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

笠間市長：笠間市の市長でございます。大変恐縮ですが、私この後予定があるものから、考えだけ、自分のですね、発言をさせていただいて失礼をさせていただきたいと思えます。私のところは、いわゆる保管していない自治体でございます、アンケートの中身では現地保管継続を支持した自治体でございます。理由につきましては、このアンケート調査にもいろいろ書いてありますけども、やはり現実的に1カ所に絞るのは非常に難しいと。他県の例を見てもそうですし、1カ所に絞ったときに受け入れる自治体があるのかということになるとですね。なかなか現実的には難しいんじゃないか。しからば、現在の状態でより安全な形で継続保管をしていくべきだというのが、私の考え方でございます。ただ、10年を過ぎても、まだ濃度が下がらない。例えば、牛久市さんや高萩市さんのような保管をどうしていくかということは課題としてあろうかと思いますが、最終的にはやはり国がきちんと責任を持って、対応してもらいたいというのが考え方でございます。それと、保管している自治体の皆さんには大変ご苦勞をされている面がいろいろとあるかと思えますが、私、今日出席者を見てみますと、保管している自治体の首長さんはほとんど出ておりますけど、保管していない自治体の首長さんはどちらかという、どちらかというのですよ。代理が多いと。そういうことを考えますと保管している自治体と保管していない自治体のやっぱり温度差っていうのが自ずとあるんじゃないかと。私も多少無責任な言い方をすれば、保管していないので、保管している自治体の首長さんとはたぶん、この問題についての認識は私自身はそんなに高くないのでないかと思っております。そういう意味ではここの中でも意見がありましたけれども、やっぱり保管している自治体の首長さんの考えというのは当然、私は優先するべきではないのかなというふうに思っております。

私のあくまでも意見でございます。最後に、いずれどういう形にしる、やっぱり国が最後まで、しっかりと責任を持って対応してもらいたい。それは地域振興も含めてです。今苦勞されている自治体もあるわけですから、ここに対しての支援だとか、今後に対しての支援もやっぱり国の責任でしっかり対応してもらいたいというのが意見でございます。以上です。失礼します。

福山政務官：ありがとうございました。

つくばみらい市長：すみません。どうも、つくばみらい市の片庭でございます。私は長く国の方からも話がありましたので、1カ所にやるということをずっと国は言ってきたわけだから、環境省の方針どおりで、私はそれでいいと思っております。ただ、あまりにも期間を置き過ぎたから、みんなアンケートにも書いてありますけども、もう難しいんじゃないかという意見で、理想はやっぱり1カ所にさせていただきたいんですよ。だから、この1カ所じゃなくてもいいという意見は、やっぱりいろいろ難しいんじゃないかということが書いてありますけども、そういうことで、諦めてですね、現地で保管したらどうかという意見も出ているかと思えます。現地保管するとですね、頑強な建物を何カ所も造ったらですね、そのお金は全部国から出るのかですよ。1カ所で造るからあれだけのお金を出して、ちゃんと保管しているんだろうけども。今、我々保管していますけど、大変なんですよ。台風が来たらどうするか、竜巻が来たらどうするかなどいろいろ不安視しながら保管しているわけです。だから、これがもし1カ所でなく、置いておけということであれば、また非常に費用が掛かってくるということでもありますので、私は最初からの方針に賛成です。まだ、やっていないのに難しいとかではなく、いろいろ努力して、努力してやってみてですね、まだ4回の会議だし、まだこれからいろいろ問題があるだろうけども、いろいろやってみた上で、非常に難しいならば、そういう引いた考えもあるでしょうけども。今は、冒頭で環境副大臣が言ったようなことを進めるべきだというふうに思いますので、私は何としても1カ所で、そういう施設を造っていただくということ、最初から方針通り進めていただくことを期待しています。

福山政務官：ありがとうございます。はい、どうぞ。

常陸太田市長：常陸太田市です。私のところは指定廃棄物等については保管しておりますけれども、それ以外、除染をしました土壌等については自分のところで保管しております。そのような立場から、ちょっとご意見を申し上げたいと思います。まず、指定廃棄物を保管、処理をしていくうえで、基本的に三つのことが必要だと思います。それは一つには、安全・安心の確保。もう一点は、風評被害の新たな火種にならないようにすること。そして三点目は、地域住民の理解が得られること。この三点は不可欠な要件だと思います。そんな中で、私がアンケートに答えましたのは、このアンケートの調査結果の4ページ目にありますけど、保管をしていない自治体として、Cのその他、9市町村の意見の中で、一番上に書いていただきましたのが、実は私の意見であります。保管場所を1カ所にしようとか、複数の場所にしようとか、そういうこと以前にこの放射性物質の取扱等に、非常に高い知見と技術的レベルを持っている事業所が茨城県内には複数ございます。そういう事業所において、この指定廃棄物を管理、処理するというのが私は最も望ましいのではないかというふうに思います。理由といたしましては、先ほど言いました管理レベルが非常に高いということ。そして、すでに原子力関連事業所で扱っている放射性のレベルは高いものを扱っているわけで、8,000ベクレルというのは、そういう中では比較的低いレベルにあるということ。そしてまた、すでにこの事業所がございまして、その地域の住民の皆さんの原子力関連、放射性関連に関する知見は非常に高いというふうに推察できますので、色んな安全対策をしていく上で、この事が、非常に理解を得られやすいのではないかというふうに思いまして、私といたしましては、県内にあります原子力関連事業所での処理、保管をすることがいいのではないかと思う次第であります。もちろん、そこで処理、保管していく上では、先ほどからでております国による地域振興策等々についても当然、国においては強力な支援を頂くことが必要であることは言うまでもございません。それ以外は、先ほどから出ているご意見と重複いたしますので、私の意見は以上でございます。

福山政務官：ありがとうございました。次の方。

高萩市長：高萩市の市長、小田木でございます。高萩市は一時保管を持っているところがございますし、また一番最初に茨城県内で一時保管の最終処分場として指定された経験を持つところになります。環境省から1カ所に選定されたときの市民の反応は非常に厳しい

ものがございまして、到底受け入れられないという様な事で大きな反対運動が起こったことをぜひ皆様方にはご理解いただきたいと思っております。そういった観点から考えましても、茨城県が持っている全体の量、そして、持っているもののベクレル数を勘案しても1カ所に市民の理解を得て造るために時間を要するよりは、先ほど環境省の方々からもお話がありましたけれども、できるだけ早い段階で方針を決めること。そして今一時保管をしているところの安全性をしっかりと確保することが最も重要なことではないかと思っておりますので、現場でこれからも適正な管理をしていただくことを主張させていただきました。現場でしっかりと、今の先ほどの知事のご挨拶の中にもございましたが、フレキシブルコンテナもだいぶ傷んでまいりますので、そういう意味では現場保管をしている市町村といたしましてはもうちょっとしっかりとした保管の仕方でも適正に安全管理をしていただくことが一番良いのではないかと思っております。もうすでに減衰をしているところもありますので、30年以上経てば、ほとんどのところが減衰するということですので、ぜひこれから先1カ所を目指すというのではなくて、現場で適正な保管をするということをお願い申し上げたいと思います。ただ、30年を経ても減衰をしない量のところがございまして、ここにつきましては、国のしっかりした責任のもとで処分をしていただきたい。これだけは、お願いを申し上げておきたいと思っております。以上です。

福山政務官：ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。はい、日立市長さんどうぞ。

日立市長：日立市長の吉成でございます。意見はそれぞれあるというふうに思っておりますけれども、日立市の考え方としてはですね、県内1カ所を建設というのは、現実的に極めて困難であるというふうに見ております。そのために、早期解決のためには、我々が前から言っているとおり、持ち込まない・持ち出さないという自己完結型の分散管理がよろしいんじゃないかと、ベターなんじゃないかというふうに考えております。理由は、さきほど笠間市長も言いましたけれども、いくつかありますけれども3点に絞ります。繰り返しになりますけれども、やはり1点目の県内1カ所という方向性に絞るとですね、他県の状況としても非常に困難であるということと、その市町村の住民の理解はまず無理だろうというふうに見ております。2点目については、分散管理することによって、1カ所に絞ったときの災害が非常にひどくなる。分散管理の方がリスク分散になっているのではな

いか。昔から卵は1つの籠に入れるなど言われているんですけども、それと同じように分散管理がベターなのではないかというふうに考えております。3点目には先ほど高萩市長も言われましたように、放射能濃度が順次減衰していると。うちも1,260トンありますけれども半分以上になっているというのが現実であります。これがあと10年過ぎればゼロということで、ほぼ減衰が進んでいるということを考えますと、やはりそれぞれの市町村できちっと管理してですね、その費用を国が負担するということが一番いいのではないかというふうに私は考えております。結びになりますけれども国にお願いしたいのはですね、8,000ベクレルを下回っている廃棄物を早く通常の処理の方向で法整備、並びにその処理費用を出してほしいと。うちも600トン以上はもう下がってるわけですね。飛灰だからすぐ隣の一般廃棄物処分場があるんで、そこへ持っていけるわけです。その持って行く費用をですね、出させていただきたいと。それと、この4年間、これからも保管するでしょうけれども、その保管料あるいは最終の処分費用というものを国が交付金という形でその費用を補てんしていただきたいと、そういうことであります。意見はいろいろありますけれども、日立市の意見としては、以上であります。

福山政務官：はい、ありがとうございます。ご意見の方はどうぞ。龍ヶ崎市長、どうぞ。

龍ヶ崎市長：すいません。龍ヶ崎市でございます。一時保管をしている自治体でありますけれども、今日は保管をしている場所が利根町、河内町と龍ヶ崎市の1市2町で行っております、ごみ処理の一部事務組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の施設に保管しております。そういうこともありまして、今日は龍ヶ崎地方塵芥処理組合の職員も同席をさせていただいているところでございます。というのも、やはりその塵芥処理組合の職員が、地域住民との説明、折衝に直接関わっているからでもございます。そういうことで、なんといたっても皆さんのご意見の中で、根底にあるのは、地域住民の不安であろうと思っております。そういうことで、私自身も地域住民の方が8,000ベクレルを下回った段階においても放射線量があるうちは埋立てさせない。最終処分場があるんですけども、最終処分場に埋めることはまかりならぬという住民の強い意見がありました。安全性を訴えたわけですが、なかなか理解は得られずに、しばらくその8,000ベクレル以下のものを一時保管している状況にあったわけですが、それを納得していただくためにも、この指定廃棄物を国の責任においてできるだけ速やかに撤去していただくという、勝手な約束で

はありましたけれども、そういうことを国に訴えていくという約束をして、やっと納得をいただいたうえで、4,000ベクレル以下に下がったくらいの地点で、埋めさせていただくという、ご理解をいただくというような、経緯がございました。そういうことで、私がお願いしたいのは、やはり地域住民に入って、国の専門的な方でもいいですし、関係省庁の責任ある方が、地域住民のなかに入って安全性なり今後の方針なりをしっかりと説明をしていただかないと、約束をした自治体側としては、やはり住民に納得していただくことが難しいと本当に深刻に考えているところでございます。これはもう3回会議を行っている中、3回とも同じことを言わせていただいておりますが、まだ十分なその説明をしていただけていないということで、やはり自治体職員がいくら説明しても納得して頂けないことはお察し頂けると思いますけれども、是非住民の中に入って、十分に納得して頂けるような説明をして頂きたいことをお願い申し上げます。あとは、やはり今、日立さんからありましたけれども、指定解除ができるのであれば、指定解除した方が、新しい制度設計なども必要になのかもしれないけれども、順次撤去をして頂ければ住民の不安も徐々に少しずつ解消はしてくるのかなという思いもありますので、そういうことが可能なのであれば、それを急ぎ検討して頂ければなと思っております。以上です。

福山政務官：はい、ありがとうございます。北茨城市長さん、すみません、お願いします。

北茨城市長：北茨城市の市長をしております豊田稔と申します。まあ、4回やって足りないかもしれませんが、これは原点に還ると、県民の安心・安全のため早く結論を出すということだろうというふうに理解しております。だからこのアンケート調査もしたんでしようから。私はもう、現地保管継続、ほぼ日立市と一緒にすし、高萩市と一緒になんです。ですから、7市町村でまずは集まって、あるいは県内1カ所というのを語りだすのかな。ね。そうでしょう。6市町村集まって、どこがいいんだ、北茨城なら北茨城で集合すればいいんだ。それじゃないと議論が進まないと思うんだよな。だから、一時保管している14市町村で集まればいいし、今日、時間はそんなに取れないんで大丈夫だと思うけど、茨城県の場合はみんな、日立市の意見に従うというようなことになるかも。あるいは、国が1カ所処理施設だという6市町村の人たちが集まって、じゃあどこがいいんだ、高萩市がいいのか北茨城がいいのか、それを示せばいい。

どんなに苦しいことになっていくかはそれぞれの首長が知っているわけですから。国が

来て説明をするということ、それはいいことかもしれないけども、そのために市長やってるんだから、周囲に納得させるために、我々今いるんですから、一日も早い安心・安全のために、時間も費やさないと。そして早く結論を出すこと。一時保管をしている14市町村で集まっていただいて、どんな方法が一番いいだろうということも、先に進む方法だろうと私は思っていますので。私は現地保管継続。あとはどの処理方法に決定しても、国が最後まで責任持つなんてのは当たり前の話。国が予算50億しかねえなら500億円付けるのが当たり前の話。それは後の問題でいいと思うんですよね。茨城県の全体の姿としてどういうふうにしていくか、それはもう4年も経とうとしてるんですから、早く決めてあげて。それぞれの首長が選挙やるんですから、このことが問題になったら落選しますよ全員。そういう厳しい意見もあるんですよ。ですから、私は一歩進んで、一時保管している14市町村、あるいは県内最終処理施設設置を希望する6市町村、あるいは現地保管継続したい7市町村、その人達が集まってお話をすること、それが先に進むことだろうというふうに理解しておりますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

福山政務官：はい、ありがとうございます。他にもご意見は。はい。

阿見町長：阿見町長の天田です。もう大体流れは決まったと、今の状況では決まったと。ここでやはり一時保管、それぞれの地方自治体が一時保管すると。前回、どこの地方自治体も大体受け入れる人はいないよという話は大きな声でさせて頂きましたけど。今、北茨城市長その他のみなさんのご意見ももう決まったという形になってると思うんですよね。ここで14市町村が集まることもないと。ここできっちり決めて頂くと。そういうことでいいんじゃないですか。大体もう大勢が決まっているわけですから、わざわざ集まることもない。やはり一時保管と。やはり日立市長さんが言われるような状況を作って頂くということをお願いしまして、私の意見とさせて頂きます。よろしくお願いたします。

福山政務官：ご意見は。北茨城市長さん。

北茨城市長：阿見町長に確認しますが、14市町村が集まったらいいんだと。ね。そしてその流れに沿って、みんなが理解する、ということでもよろしいですね。じゃあ、知事、14市町村で集まるような段取りをして、今日だっていいと思うんだ俺。してください。

橋本知事：まあ、それはあれですけど。理想としてはこのアンケートに書いてあるように1カ所ということが考えられるかもしれないけども、また一方で現実に保管をしているこの市町村長さん方の立場に立ってみるといろいろといつ何時どんなことが起きるかわからない、今のままじゃ心配だ、できるだけ早く何とかしっかりした形で保管して、できるようにしていきたいということなんだろうと思います。そういった点で、やっぱり現実に保管している14市町村長さん方の意見というものを十分踏まえながらやっていくのがいいのかなと思います。そしてまた、今日出た話でもありますけども、今日はまだ、ひたちなかとか出席してないところもありますので、その辺も含めてですね、場合によっては個別に意見を聞いて、そして対応していくことも含めですね、検討させてもらいたいと思います。環境省のほうと相談しながらやっていきたいと思います。今のご意見は十分に踏まえやっていきたいと思います。よろしくどうぞ。

福山政務官：守谷市長さん、お願いします。

守谷市長：守谷市長でございます。皆様のご意見お聞きいたしまして、私のところも保管の市でございます。先ほどのつくばみらいの市長さんが1カ所というお話をされましたけれども、つくばみらい市、取手市、常総市で処理施設を持っておりまして、私のところに施設があり、私のところに飛灰が保管されているという現状でございます。どう考えても1カ所というのは、私は難しいと思います。従って、それぞれ現地で保管をし、ただし、他の市長さんも仰っておりますけれども、保管の仕方等については国が責任を持ってもう少ししっかりとしたもの、あるいは処理費用を、8,000ベクレル以下に下がったものの、運搬費用を国の方で出していただく、というようなことが非常に重要だというふうに思いますし、この14市町村でできれば早い機会に集まって、環境省でもいいし県の方でもよろしゅうございますので、北茨城市長さんは今日というふうなお話もございますけれども、私も今日でもいいと時間はあるかなと思いますので。今日が無理ならば早急に集めて頂いて、話し合いを持たせていただければと思います。それと、地域振興策、先ほど50億とでてましたが、これは5県で50億ですから、1県10億、とてもそうした問題ではないのではと。これは、まだまだこれからなんでしょうけど、是非そのへんもご検討頂き、先ほどの龍ヶ崎の市長さんも仰っていましたが、地域の理解

を得るためには国が前面に出ていただくことも大事かと思っておりますのでよろしくお願い致します。

福山政務官：守谷市長さんありがとうございました。

橋本知事：いろいろ環境省と相談して今日は牛久市とひたちなか市、茨城町が代理になっているので、今、守谷市長からもあったように振興策含めあるいは指定解除云々、その後の処理等もありますので、分散保管を決めるにしても市町村の意見をまとめていく必要もあるでしょうから、どこかの時点でできるだけ早く14市長村での会議を持って意見を統一していきたいと思っておりますので、そういうことでよろしいですか。

北茨城市長：副市長さんとか環境部長さんとかいろんな人は責任を持ってきているんです。遊びに来ているんじゃない。その人が集まって、皆責任を持って来ているんですから、責任のある立場で発言してもらって。別に14市町長が集まってやることではない。これでやろうと決めればよい。そんなに時間もかからない。5分ぐらいで終わっちゃうでしょう。別室を設けてもらって14市町の意思を確認できれば一番良いと私は申し上げる。代理は当然出席してもらおう。責任を持った代理人なんですから。

橋本知事：いろいろと意見はあるかもしれませんが、そこまで考えてきていない人という人もいるかもしれないし、十分にそれぞれの市町村の中で検討してきて決まるような話。費用はどうするか、指定解除はどうするのか、議論してきてもらってもう一度やりたいと思うので、北茨城市長もよろしくどうぞご理解の程を。

福山政務官：ただ今、橋本知事さんからご提案があり、保管している自治体の市町村長が集まり、指定廃棄物の処理方針について議論すべきとのご提案を頂きました。このご意見でよろしいでしょうか。

北茨城市長：異議なし。

福山政務官：発言がございました。

つくばみらい市長：14カ所にもし決まったときには、その費用は1カ所10億だけど140億出して貰えるのか。

北茨城市長：そんなに出ねえよ。50億じゃない10億だよ。

つくばみらい市長：茨城県は1カ所じゃなくて14カ所に決まった時、その費用は全部国のほうで面倒見て頂けるのか。

福山政務官：ちょっとお待ちください。副大臣のほうから。

小里副大臣：全てはこれから議論を頂いて、この場で最終的に決めていく問題でございますが、仮に14市町15カ所で保管継続をしていくとなった場合、あくまで国に責任があるわけですから、まずはしっかりと例えば住民説明会をそれぞれでやっていく必要があると思います。必要に応じて開催を、どこが主催するかは別として、開催することになると思います。当然費用の面についても国が責任を持ってまいります。その他、いろいろな面で支援をしてみたい。最後まで支援をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

つくばみらい市長：14市町に決まったら、工事費も地域振興策も全部出していただけるわけですね。

小里副大臣：1カ所に集約をする場合と、しない場合ではこれはやはり分けて考える必要がございます。現在我々が用意している地域振興策、特に5県50億円という取り敢えずの部分ですが、これは1カ所に集約する場合の地域振興策でございます。そこはまた分けて考えていく必要がございます。地域振興策の中で風評被害等々も対象にしておるわけですが、風評被害の取り扱いもよく注意しながら取り組んでいかないとかえってやぶ蛇になったりする恐れもございます。よくまた関係市町村、また県のご意向・ご意見、地域のご意見も伺いながら、いずれに進むにしてもよく地域の理解を得るように努力しながらやってみてまいりたいと思います。

福山政務官：それでは、先ほど橋本知事さんからご提案いただきまして、皆様にご了解いただいたとご理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

福山政務官：それでは保管自治体の長が集まって議論する場を設けることとしたいと思います。会議の詳細については公開の方法なども含めて保管自治体のご意見を伺いつつ、県とも相談しながら検討することとし、日程調整を行ったうえで、後日開催のご案内を出したいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、最後に小里副大臣から一言頂きたいと思います。

小里副大臣：本当に真摯な熱心な議論を頂きましてありがとうございました。大変貴重なご意見を頂いたところでございます。特に国が責任を持って取り組めと。当然の事として肝に銘じておきたいと思います。あるいは経費の問題、安心・安全の確保の問題、あるいは指定解除に向けての検討も急げといったご意見、ご指摘も頂いたところでございます。経費の問題は国が最後まで責任を持ってやらなければいけない問題でございます。その責任の主体がどこになるかは、その進む道によって微妙に違って来る面もあろうかと思いますが、資金の面も含めてしっかりと最後まで支援を行ってまいりたいと思っております。

それぞれ貴重なご指摘を頂きましたので、今後にしっかりと活かしてまいりたいと思えます。

それでは、今日のご意見をもとにしてご決定いただきました、保管をしている自治体による会議の場を設定いただきまして、そこでまず議論を頂きたいと思います。そこでの議論を踏まえて、全体の市町村長会議の場で、その方向性について議論をして、またこの場において決めさせていただければと思うところでございます。

そのために、また貴重なご意見を更にお寄せいただければと思います。

保管をしていない自治体におかれても、必ずご意見、ご指導賜りますようお願いをする次第でございます。

いずれにしましても、皆様のご意見をしっかりと大事にしながら、環境省として責任を持って、適切に、安心・安全な処理に向けて努めてまいりたいと思えます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本当に今日はありがとうございました。

福山政務官：本日大変お忙しい中、茨城県の市町村長の皆様方、橋本知事にご出席を賜りまして心より感謝を申し上げます。これで第4回茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。